

市公有財産活用に関するサウンディング型市場調査
実施要領

令和 7 年 1 0 月 2 7 日
須賀川市財務部財政課

1 調査の目的

本市は、「須賀川市行財政改革取組方針」及び当該方針に係る具体的な取組事項をまとめた「集中改革プラン」において、重点的に公共施設マネジメントに取り組むこととしており、取り組みにおいては、施設の運営方法を見直すとともに、民間活力の導入を検討することにより、持続可能な市民サービスの提供について検討していきます。

今回の市場調査では、民間事業者の皆様との対話を通じて、今後の効果的な事業実施に繋がる可能性を調査するほか、施設の市場性を把握することを目的としています。

2 対象用地・施設の概要

別紙「サウンディング型市場調査対象施設及び施設カルテ」のとおり

3 サウンディングの内容

別紙「サウンディング型市場調査対象施設及び施設カルテ」に記載の公共施設について、以下の項目を踏まえた提案を求めます。

公共施設の利活用に関することであれば、自由な提案が可能です。ただし、市の新たな財政負担が発生しないことが原則です。

(1) 対象施設の利活用に係るアイデアや事業の提案

- ①既存建築物等の取扱い
- ②提案可能な事業のコンセプト
- ③提案可能な施設の事業方式、事業期間、資金計画等

(2) 周辺施設・地域への波及効果

(3) 事業提案にあたっての課題、市に求めるインセンティブ等

(4) その他、事業全般に関する意見等

4 サウンディングの対象者

事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループとします（以下、「参加事業者」という）。

※市内、市外の事業者を問いません。

※業種の指定はありません。

ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続開始の申立てをしている場合。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の申立てをしている場合。

(3) 須賀川市暴力団排除条例（平成 24 年 9 月 27 日条例第 29 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる場合。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当すると認められる場合。

(5) 上記（１）～（４）に掲げる場合のほか、法令違反など社会的信用を損なう行為などにより、相応しくない事由があると市長が認める場合。

なお、参加申込をした場合、市が申込者の税情報を閲覧することに承諾したものとみなします。

5 スケジュール

実施方針の公表	令和 7 年 1 0 月 2 7 日（月）
お気軽問い合わせ 受付期間	令和 7 年 1 0 月 2 7 日（月）～ 令和 8 年 1 月 2 3 日（金）
問い合わせへの対応 施設見学及び施設説明 対応期間	
対面等でのサウンディング（対話） 実施期間	令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月）～ 令和 8 年 1 月 3 0 日（金）
実施結果概要の公表	令和 8 年 2 月下旬予定

※土日祝日及び年末年始は対応不可といたします。

6 サウンディングの手続き

(1) お気軽問い合わせ

以下の期間中、対象施設に関する問い合わせや施設見学依頼等を受け付けます。どのような内容でも構いませんので、ぜひお気軽にお問合せください。

① 受付期間

令和 7 年 1 0 月 2 7 日（月）～令和 8 年 1 月 2 3 日（金）

② 受付メールアドレス

zaisei@city.sukagawa.lg.jp

(2) 問い合わせへの対応、施設見学及び施設説明

お気軽問い合わせよりいただいたご質問については、施設所管課等から回答いたします。また、施設見学及び施設説明を希望される場合は、【別紙 1】「現地見学会・説明会申込書」に必要事項を記入のうえ、上記のメールアドレスへお送りいただきますようお願いいたします。

施設所管課等より、別途スケジュールの調整などご連絡いたします。

① 受付期間

令和 7 年 1 0 月 2 7 日（月）～令和 8 年 1 月 2 3 日（金）

(3) サウンディング（対話）

施設見学等を通して、対象施設へのご提案をいただける場合は、【別紙 2】「対話シート（提案書）」に必要事項を記入のうえ、上記のメールアドレスへお送りいただきますようお願いいたします。

施設所管課等より、別途スケジュールの調整などご連絡いたします。

① 受付期間

令和7年11月10日（月）～令和8年1月30日（金）

（４）サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

7 留意事項

（１）対話内容等の取り扱い

① 調査（個別対話）内容は、双方の発言とも、あくまで調査時点での想定のものとし、事業化の成立について何ら確約するものではないことをご理解ください。

② 調査（個別対話）によりご提案いただいた内容は、知的財産としてその情報及び内容を保護するとともに、本市との協議ののち、事業化が決定された場合には、提案事業者との随意契約を前提として取り扱います。

ただし、事業化が決定した場合であっても、予算、議会の議決又は承認が必要なものについては、可決又は承認が得られない場合、事業は実施されませんのでご注意ください。

③ 提出された資料等の返却は行いません。

（２）提案並びに対話等に係る費用負担

提案書作成、対話等のサウンディング型市場調査へ参加に要する一切の費用は、すべて参加者の負担となります。

（３）市からの提示資料などの取り扱い

市が参加者に提示または提供する資料などは、本件の検討以外の目的で使用することはできません。また、参加にあたって知り得た情報を市の許可なく第三者に伝えることを禁止します。

（４）追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

8 申込み・問い合わせ先

担 当：須賀川市財務部財政課行政経営係

所在地：〒962-8601 須賀川市八幡町 135 番地

電 話：0248-88-9182

メール：zaisei@city.sukagawa.lg.jp